

広報

# あさくら

【お知らせ版】



2017  
平成 29 年  
9 月 15 日号

No.275



市の復興・再生の実現に向けて	2 ~ 3 P
インフルエンザ予防接種	4 ~ 6 P
市政ニュース	7 P
情報満載！お知らせ広場	8 ~ 9 P
健康と福祉のページ	10 ~ 11 P

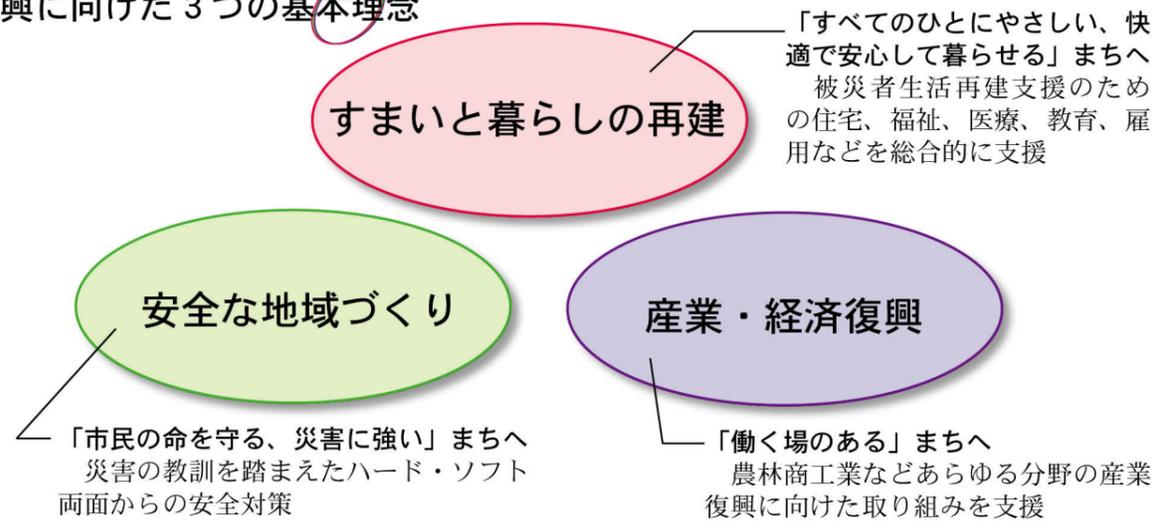


復興への思いをのせて、種をまく ~松末地区でソバ栽培再スタート~

「ソバを復興のシンボルに」、そう話す松末地域コミュニティ協議会。8月末、被災をまぬがれた畑が力強く耕され、ソバの種がまかれました。秋には一面に白い花が広がります。

# 復興計画基本方針

## ■復興に向けた3つの基本理念



## ■復興計画の策定を進めるにあたってのポイント

### ☞市民の「思い」や「願い」を反映できるように

市民の意見を幅広く取り入れるため、被災地を中心とした各地区に「復旧・復興推進協議会」を立ち上げ、市民が主体のまちづくりの場を設けます。特に被害の大きい地区は、必要に応じ、地区別の復興に向けた取り組み方針を検討します。

また、復興計画骨子をつくるうえで「市民アンケート」を実施し、復興まちづくりに対する市民の意向を把握します。計画（案）の策定後は、「市民意見公募（パブリックコメント）」を実施し、広く市民から意見を募集します。

### ☞専門的な知見を取り入れる

市民の代表や、災害復旧・復興に関し優れた識見を持つ大学教授や国・県職員（アドバイザー）などで構成する「朝倉市復興計画策定委員会」を設置し、復興に関し、広く提言などを行います。

また、3つの基本理念にもとづく「専門部会」をそれぞれ設置します。調整を図りながら、各施策を横断的に審議し、復興計画（案）の検討・調整や復興事業の検討を行います。

### ☞おおむね10年後の姿を見据えながら

復旧・復興に向けた取り組みを着実に進め、中長期的な視点で市の将来像を実現するため、計画の進捗管理を行います。そのうえで、必要に応じ、計画の見直しを行います。

おおむね平成31年度までを住宅やインフラの復旧に加え、再生・発展に向けた準備を進める「復旧期」、おおむね平成35年度までを災害前の活力を回復し、地域の価値を高める「再生期」、おおむね平成38年度までを被災地が新たな魅力と活力ある地域として生まれ変わり発展していく「発展期」とします。

年度（平成）	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38
復旧期				>>>	>>>	>>>				
再生期								>>>		
発展期										

問 市総合政策課（☎ 22-1111、内線 61-385）



▲ 水と緑が豊かで美しいふるさと朝倉の本来の姿（筑後川付近）

# 市の復興・再生の実現に向けて

## 朝倉市復興計画策定を進めるにあたって

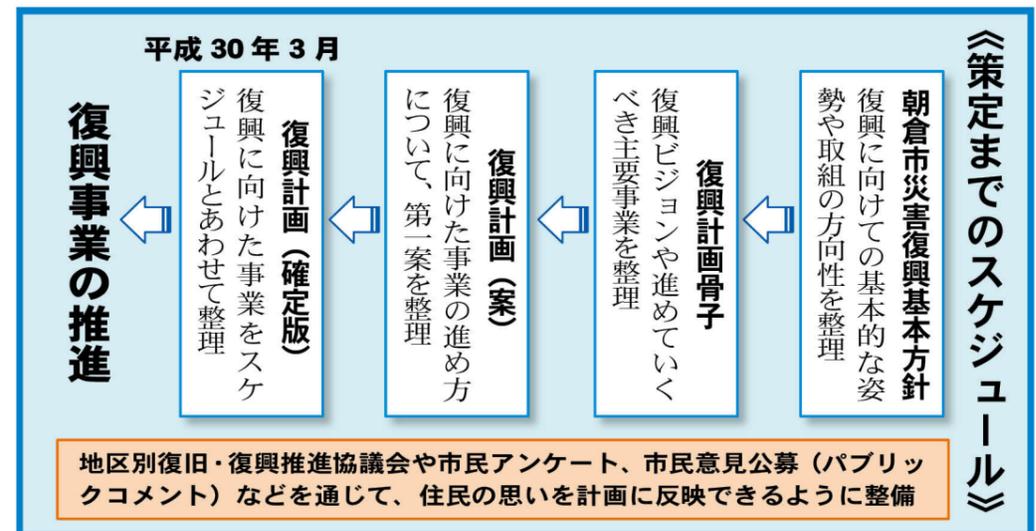
8月8日から設置

「災害復旧・復興推進本部」

市では、復興計画策定を進めるにあたって、8月8日に「災害復旧・復興推進本部」を立ち上げ、被災地の「復興・再生」のために、住民の意見や有識者などの幅広い考えを取り入れながら、復興計画を今年度末までに策定していきます。市民の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

また、被災者の皆様が心配されている応急復旧を国・県・市を挙げて全力で取り組んでいるところですが、市内東部山間地を中心に甚大な被害を受け、いまだ調査できない箇所があり、応急復旧ができていない場所が多く存在しています。

被災者の皆様への支援を続けるとともに、そのような箇所については、早急に応急復旧を最優先として実施していきます。



# インフルエンザ予防接種

問 市健康課 (☎22-8571)

インフルエンザは、普通の風邪に比べて短時間で重症化しやすい、流行が早いのが特徴です。症状は、38度以上の発熱、頭痛、関節痛、のどの痛み、鼻水などの症状が見られ、重症化すると肺炎、脳炎などの合併症を引き起こすこともあります。特に、乳幼児や高齢者、呼吸器や心臓の病気などがある人は重症化しやすいと言われています。

をしたからインフルエンザには絶対かからない」というわけではありません。予防接種だけに頼らず、毎日の生活の中で手洗い・うがいをする、休養を十分にとるなどの予防対策も大切です。



**高齢者インフルエンザ予防接種**

予防接種法に基づき、高齢者インフルエンザ予防接種を実施します。この予防接種は、接種を受ける法律上の義務はなく、自らの意思で接種を希望する人のみに行うものです。予防接種を受ける場合は、医療機関へ予約が必要です。

**■ 接種希望する場合は、医師とよく相談して体調のよい時に受けてください。**

**■ 予防接種期間**  
10月1日(日)～12月31日(日)

**■ 対象**  
① 朝倉市に住民票がある65歳以上の  
② 満60歳以上65歳未満の人で、次に該当する人  
・ 心臓、腎臓または呼吸器の機能に身近な日常生活が極度に制限される程度の障がいがある人  
・ ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人  
※ ②に該当する人が予防接種を受ける場合、身体障害者手帳の写しまたは医師の証明書が必要です。  
かかりつけ医にご相談ください。

**■ 接種場所**  
市のインフルエンザ予防接種委

日ごろの手洗い・うがいなどで予防しましょう  
インフルエンザの予防には、予防接種が有効ですが、「予防接種

11月～3月に多いインフルエンザ  
流行時期は、例年11月～3月ごろで、ワクチンの予防効果が期待できるのは、接種した2週間後から5カ月程度までと考えられています。このことから、毎年12月中旬までにワクチン接種を終えることが望ましいです。

【担当医とよく相談する必要がある人】  
・ 心臓、腎臓、肝臓、血液などの疾患がある人など

【接種後に注意すること】  
・ 接種後は副反応の出現に注意する必要があります。特に接種直後の30分以内は健康状態の変化に気を付けてください。また、医療機関とすぐに連絡がとれるようにしておきましょう。  
・ 当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位は強くこすらないようにしてください。また、激しい運動や大量の飲酒は避けてください。

【副反応】  
・ 接種後、注射の跡が赤くなる、腫れる、痛むほか、微熱や寒気、頭痛などの症状がでることがありますが、通常は2～3日中に治ります。  
・ まれに強い副反応「ショック、アナフィラキシー(じんましん、呼吸困難、血管浮腫など)」が現れることがあります。

(注1)生活保護受給証明書は、福祉事務所・朝倉支所・杷木支所の市民窓口係で交付しています。

## 平成29年度 高齢者インフルエンザ定期予防接種 実施医療機関

朝倉市					
医療機関名	住所	電話番号	医療機関名	住所	電話番号
朝倉健生病院	甘木 151-4	22-5511	西内科医院	堤 1603-1	22-0188
甘木中央病院	甘木 667	22-5550	まつざきクリニック	堤 1695-1	22-1066
池田耳鼻咽喉科医院	甘木 1870-1	21-1678	古賀循環器内科クリニック	堤 653-1	21-0011
甘木大川整形外科	甘木 2431-4	23-0111	甘木第一クリニック	頓田 596-3	24-5151
小川内科・胃腸科医院	甘木 1971	22-2130	やなぎだ整形外科クリニック	頓田 659-1	21-7550
窪山医院	甘木 742	22-2014	クリニックコスモ	菩提寺 183	23-2500
栗林皮膚泌尿器科医院	甘木 608-1	22-5587	きたの小児科医院	屋永 1770-1	23-1177
田中内科医院	甘木 610	22-3715	武井医院	馬田 1090	22-2300
富田小児科医院	甘木 760	22-2036	くまもと内科医院	三奈木 2736-2	22-3101
富田内科医院	甘木 1523-1	24-0330	福嶋医院	三奈木 3111-2	22-3116
福嶋外科小児科医院	甘木 944	22-2565	美奈宜の杜クリニック	美奈宜の杜5丁目12-20	22-2223
やすなが内科胃腸科医院	甘木 1722	22-2050	朝倉診療所	古毛 585	52-1131
実藤医院	一木 54	22-5555	古賀内科・呼吸器内科クリニック	宮野 1880-8	52-3011
安岡医院	小田 896-1	22-2912	重松医院	杷木池田 713-4	62-0721
久保山脳神経外科医院	柿原 793	24-1711	田辺医院	杷木池田 626-1	62-0061
秋月健生クリニック	上秋月 1627	25-0213	森山内科	杷木池田 789-5	62-0111
杉山診療所	千手 942	25-0010	和田外科医院	杷木池田 539-1	62-0676
星野医院	持丸 455-12	21-0132	山鹿医院	杷木志波 4853	62-0501
香月病院	下浦 715	22-6121			
坂田医院	堤 949	22-2768			

筑前町・東峰村など					
医療機関名	住所	電話番号	医療機関名	住所	電話番号
朝倉記念病院	筑前町大久保 500	22-1011	本田脳神経外科クリニック	筑前町野町 1620-5	21-8105
稲永病院	筑前町久光 1264	22-0288	宮田クリニック	筑前町山隈 1608	22-3331
くさば内科クリニック	筑前町野町 1775-6	21-3703	やまもと消化器内科	筑前町依井 489	22-1711
しのくま整形外科クリニック	筑前町篠隈 141-1	42-6021	あさひクリニック	筑前町朝日 576	092-919-0808
田口医院	筑前町篠隈 239	42-2043	東峰村立診療所	東峰村大字小石原 941-9	74-2201
太刀洗病院	筑前町山隈 842-1	22-2561	松崎記念病院	小郡市松崎 18-7	0942-73-2212
なかしま小児科内科医院	筑前町東小田 3420-2	42-2171	ふくしま整形外科リハビリテーション&スポーツクリニック	三井郡大刀洗町大字高樋 2477-3	0942-77-6815
中村クリニック	筑前町東小田 1531-1	42-1801			
火野坂医院	筑前町東小田 1143-2	42-2016			
藤井整形外科内科医院	筑前町二 136-1	092-926-1417			

託医療機関(5ページ)  
※ かかりつけ医が市外の場合、県内の福岡県予防接種広域化実施医療機関であれば予防接種が受けられます。

**■ 接種回数**  
1回

**■ 自己負担金**  
1500円

※ 生活保護世帯の人は、生活保護受給証明書(注1)を医療機関の窓口提出すれば無料になります。

**■ 必要なもの**  
住所、氏名、年齢が確認できるもの(保険証・運転免許証など)を医療機関の窓口で提示してください。

**■ 注意事項**  
自分の健康状態を医師に伝え、よく相談したうえで予防接種を受けてください。

**【予防接種を受けられない人】**  
・ 明らかに発熱のある人  
・ 重い急性疾患にかかっている人  
・ 鶏卵などインフルエンザ予防接種ワクチンに含まれる成分によって、接種直後にじんましんや呼吸困難等のひどいアレルギー症状(アナフィラキシー)を起こしたことが明らかな人  
・ インフルエンザ予防接種で接種後2日以内に発熱のあった人や発疹などのアレルギー症状が見られた人  
・ その他接種が不適当な状態にある人

子どものインフルエンザ  
予防接種の助成

市では、1歳から中学生以下のお子さんが接種したインフルエンザの予防接種に対し、接種料金の助成を行います。

子どものインフルエンザ予防接種は、任意の予防接種です。希望者は医師とよく相談して受けてください。

■対象となる予防接種

季節性インフルエンザ（任意接種）

■予防接種期間

10月1日（日）～12月31日（日）

■対象

接種日に、朝倉市に住民票があり、満1歳から中学3年生に相当する年齢の人

■助成金額

予防接種1回につき、3千円。ただし、予防接種料金が3千円未満の場合は、当該予防接種料金の額。

※生活保護世帯の人は、生活保護受給証明書（注1）を医療機関の窓口

に提出すれば、接種料金の全額を助成します。

■助成回数の上限

・1歳～小学6年生…2回

・中学1年生～中学3年生…1回

※ただし、1回目の接種日に12歳であった中学1年生は、2回接種できます。

■申請方法

予防接種を受ける医療機関により異なります。

【①登録医療機関（下表）】

接種を受ける各医療機関で助成申請の手続きをしてください。

《必要なもの》

印鑑、母子（親子）健康手帳、生活保護受給証明書（注1）（生活保護世帯の人のみ）

【②①以外の医療機関】

「インフルエンザ予防接種料金助成申請書兼請求書」に、接種を受けた医療機関で領収証明をもらい、市窓口で助成の申請・請求をしてください。

《申請窓口》

・市健康課（ピーポット甘木）  
・朝倉・杷木支所市窓口係

《必要なもの》

医療機関の領収証明のある「インフルエンザ予防接種料金助成申請書兼請求書」、印鑑、母子（親子）健康手帳、通帳（還付口座のわかるもの）、生活保護受給証明書（注1）（生活保護世帯の人のみ）

※「インフルエンザ予防接種料金助成申請書兼請求書」は、市健康課またはホームページ（ダウンロード）で入手し、接種日に医療機関へ提示してください。

■申請期限

平成30年1月31日（水）

（注1）生活保護受給証明書は、福祉事務所・朝倉支所・杷木支所の市窓口係で交付しています。

平成29年度 インフルエンザ予防接種助成登録医療機関（1歳～中3）

朝倉市					
医療機関名	住所	電話番号	医療機関名	住所	電話番号
杉山診療所	千手 942	25-0010	まつざきクリニック	堤 1695-1	22-1066
星野医院	持丸 455-12	21-0132	たかせ小児科医院	来春 189-1	21-1146
池田耳鼻咽喉科医院	甘木 1870-1	21-1678	実藤医院	一木 54	22-5555
小川内科・胃腸科医院	甘木 1971	22-2130	甘木第一クリニック	頓田 596-3	24-5151
田中内科医院	甘木 610	22-3715	安岡医院	小田 896-1	22-2912
富田小児科医院	甘木 760	22-2036	きたの小児科医院	屋永 1770-1	23-1177
富田内科医院	甘木 1523-1	24-0330	くまもと内科医院	三奈木 2736-2	22-3101
福嶋外科小児科医院	甘木 944	22-2565	古賀内科・呼吸器内科クリニック	宮野 1880-8	52-3011
やすなが内科胃腸科医院	甘木 1722	22-2050	朝倉診療所	古毛 585	52-1131
甘木大川整形外科	甘木 2431-4	23-0111	重松医院	杷木池田 713-4	62-0721
武井医院	馬田 1090	22-2300	田辺医院	杷木池田 626-1	62-0061
古賀循環器内科クリニック	堤 653-1	21-0011	森山内科	杷木池田 789-5	62-0111
坂田医院	堤 949	22-2768	和田外科医院	杷木池田 539-1	62-0676
西内科医院	堤 1603-1	22-0188	山鹿医院	杷木志波 4853	62-0501

筑前町・東峰村					
医療機関名	住所	電話番号	医療機関名	住所	電話番号
やまもと消化器内科	筑前町依井 489	22-1711	中村クリニック	筑前町東小田 1531-1	42-1801
くさば内科クリニック	筑前町野町 1775-6	21-3703	田口医院	筑前町篠隈 239	42-2043
本田脳神経外科クリニック	筑前町野町 1620-5	21-8105	しのくま整形外科クリニック	筑前町篠隈 141-1	42-6021
宮田クリニック	筑前町山隈 1608	22-3331	あさひクリニック	筑前町朝日 576	092-919-0808
なかしま小児科内科医院	筑前町東小田 3420-2	42-2171	藤井整形外科内科医院	筑前町二 136-1	092-926-1417
火野坂医院	筑前町東小田 1143-2	42-2016	東峰村立診療所	東峰村大字小石原 941-9	74-2201

国民健康保険加入者の皆さん  
医療費通知や領収書を活用していますか？

保険年金課

市では、国民健康保険に加入している世帯あてに、医療費通知やジェネリック医薬品差額通知を郵送しています。健康管理や医療費の節約に役立つ情報が記載されているので、通知が届いたら受診状況をふり返り、健康な体づくりや、病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。

●医療費通知（偶数月に発送）

いつ、誰が、どの医療機関にかかって、いくら支払ったかを記載しています。

【健康管理に】

前年と比べて、同じ時期にかかった病気や、新たにかかった病気、悪くなった病気はないかなどを確認し、同じ病気がならないように注意しましょう。

【医療費の管理や節約に】

受診状況を確認して、健康管理を行い、医療費を節約しましょう。  
※医療費通知は再発行してはいないの  
で、大切に保管してください。  
※医療機関からの請求時期によっては、内容が表示されない場合もあります。

●ジェネリック医薬品差額通知（該当世帯に毎月発送）

現在処方されている薬（新薬）から、ジェネリック（後発）医薬品に変更したとき、薬代がいくら安くなるかを知らせています。

※ジェネリック医薬品とは

新薬と同じ有効成分を使い厚生労働省から安全性や効き目も立証されており、一般的に新薬より安価です。使用前には、医師・薬剤師に相談しましょう。使用希望者には、「ジェネリック医薬品希望カード・シール」を市保険年金課および各支所窓口にて用意しているの  
ので、申し出てください。また、ホームページからもダウンロードできます。

●病院、薬局などからもらう書類は大切に保管しましょう

病院や薬局などからもらう「領収書」は、医療費を支払った大切な証拠書類です。また、「診療明細書」や「調剤明細書」には、受診内容が詳しく記載されているので、大切に保管しましょう。

これらと医療費やジェネリックの通知の記載内容に相違がある場合はお知らせください。

■領収書

保険証を使って医療機関を受診したら、必ず領収書をもらってください。確定申告時の医療費控除や高額療養費等の給付の申請に必要となります。

■診療明細書・調剤明細書

自身が受けた診療の内容が詳しく記載されているので、治療内容や医療費などを確認しましょう。一部の医療機関を除き、原則無料で交付してもらえます。

また、おくすり手帳を持ち、重複して調剤を受けられないよう注意し、残薬がある場合は薬剤師に相談しましょう。

各通知や領収書などを参考に、医療費負担のしくみや健康について理解を深め、国民健康保険事業の健全な運営のため、医療費の削減にご協力をお願いします。また、自身や家族の健康管理をすることで、健康長寿を目指しましょう。

問 市保険年金課（内線61153）

豪雨災害による  
市税等の減免

税務課

「平成29年7月九州北部豪雨」により住宅や家財または事業に損害を受けた場合は、市税等について減免制度があります。まだ、減免申請が済んでいない人は、市税務課で申請してください。

なお、り災証明を申請された人の世帯については、後日、減免の手続きについて市から連絡します。

■対象：市税等の納税義務者で被災された人

※被害が住宅のみで床下浸水の場合は、減免の対象とはなりません。

■減免される市税等

- ・市県民税
- ・固定資産税
- ・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料

■申請期限：10月2日（月）まで  
※期限を過ぎても申請はできますが、税目によっては減免対象となる市税等金額が変更になることがあります。早めの申請をお願いします。

問 市税務課（内線61160）